

付替道水路

- 8 - 1 . 付替道水路に関する論点
- 8 - 2 . 法定道路と法定外道路の扱い
- 8 - 3 . 在来道水路の付け替えに伴う敷地の処理(交換の場合の例)
- 8 - 4 . 在来道水路の付け替えに伴う敷地の処理(無償使用の場合の例)
- 8 - 5 . H14年度民間企業並財務諸表における付替道水路に伴う会計処理
- 8 - 6 . 写真事例

付替道水路に関する論点

	非償却資産の取扱い		償却資産の取扱い
	用地交換の場合	無償使用の場合	
<p>論点1 取引をどうみるか Aの取得とBの譲渡は交換(連続意見書第三・第一の四の4)に該当するとみるか。</p>	<p>B(新付替)はA(旧道水路)の機能補償のため、地方公共団体等に譲渡されるもの。評価額として等価か否かは特段考慮されていない。</p> <p>交換でないと整理し、Bの評価額が当然にAの評価額となるという考え方から離れることで差し支えないか。</p> <p>あるいは、機能が同様である点をとらえ、交換とみなすという考え方もありうるか。</p>	<p>該当なし</p>	<p>仮に非償却資産を交換とみなした場合、償却資産の取扱いはどのように考えるか。非償却資産と償却資産が交換されたと考えるのは無理があり、非償却資産どうしは交換としても、償却資産については別とする考え方もありうるか。</p>

	非償却資産の取扱い		償却資産の取扱い
	用地交換の場合	無償使用の場合	
<p>論点2 新付替Bの評価額をどのように取り扱うか。</p>	<p>案1. 道路建設に必要不可欠な付随費用と考え道路資産の評価額に算入する。</p> <p>案2. Aの取得の対価と考え、Aの取得原価に算入する。</p> <p>案3. あくまで、地方公共団体等に移管してしまったものである以上、道路資産の評価額から除外する。</p> <p>案4. その他</p>	<p>無償使用ではあるが、貸付を受けているにすぎないので資産計上しない</p>	<p>同左（なお、非償却資産の場合と結論が異なる場合、結論が異なることについて合理的理由が必要）</p>
<p>論点3 Aの処理について</p>	<p>案1. Aの評価は特段行なわず、Aの取得の対価はBであると考え、Bの評価額を付する。（論点2の案2の考え方と整合的）</p> <p>案2. AはAとして鑑定評価等を行い、道路資産の取得原価に算入する。（論点2の案3の考え方と整合的。）。</p>		<p>該当なし</p>

	非償却資産の取扱い		償却資産の取扱い
	用地交換の場合	無償使用の場合	
論点4 C(カルバート、オーバーブリッジ等)の処理について	該当なし		Cのうち、カルバート等は、無償貸付は行うものの公団の所有であるため、公団において(期首は機構)資産計上を行うことでよいか。一方、Cのうち、地方公共団体等へ移管するオーバーブリッジ等は、論点2のBの取扱いに関する結論と同様とすることでよいか。
論点5 民営化時点で移管の手続きが完了していない付替道水路の取扱い	案1. 移管の手続きが完了したものとみなし、論点2の結論の処理を採る。	案2. 移管の手続きが完了していないものについては、別途、土地等に資産計上する。	同左 (なお、非償却資産の場合と結論が異なる場合、結論が異なることについて合理的理由が必要)

(参考)

連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について(昭和35年 6月22日 企業会計審議会)第一 企業会計原則と減価償却 四 固定資産の取得原価と残存価額

4 交換 自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。

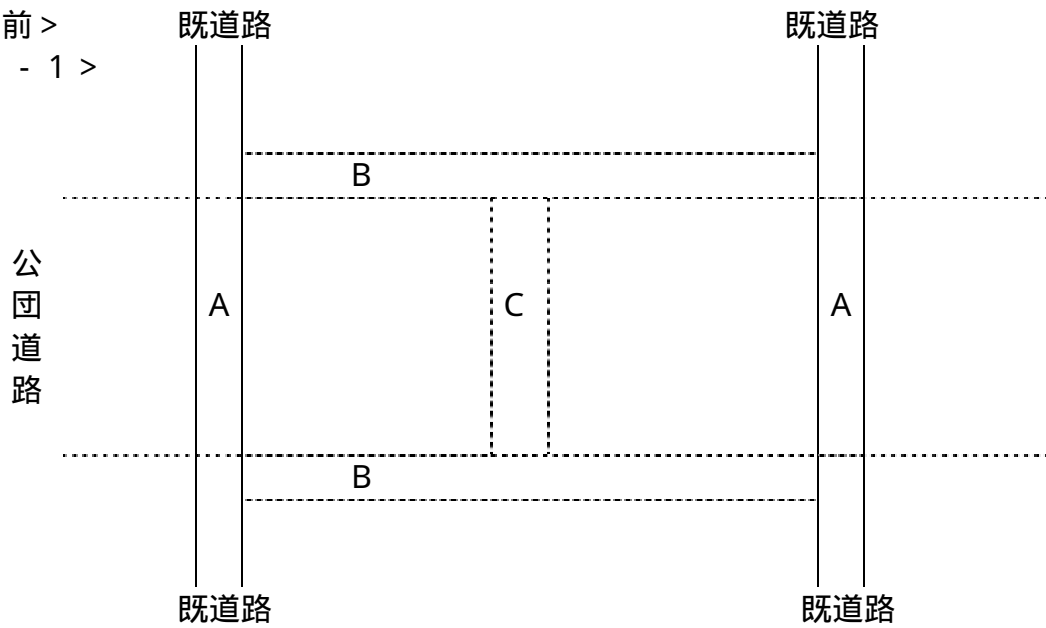
法定道路と法定外道路の扱い

	法定道路	法定外道路
J H	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非償却資産 A と B は交換 ・ 償却資産 B は移管 ・ 償却資産 C がカルバートの場合、構造物は公団が保有・管理し、内空及び路面は従前の管理者が管理する。C がオーバブリッジの場合は従前の管理者に施設移管する。 <p>・・・以下「交換」と言う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非償却資産 A は無償使用 ・ 非償却資産 B は寄附 ・ 償却資産 B は移管 ・ 償却資産 C がカルバートの場合、構造物は、公団が保有・管理し、内空及び路面は従前の管理者が管理する。C がオーバブリッジの場合は従前の管理者に施設移管する。 <p>・・・以下「無償使用」と言う</p>
首都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換 ・ ただし、償却資産 C は該当無し（高架橋道路が多いため、償却資産 C を伴わない付替道水路の事例しかない。例：橋脚を避けるための付替道水路） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
阪神	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定道路、法定外道路にかかわらず、原則は交換。ただし、市町村と交渉次第では無償使用とすることができる。 	
本四	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無償使用

A、B、Cの説明は次ページ以降の図を参照のこと

在来道水路の付け替えに伴う敷地の処理（無償使用の場合の例）

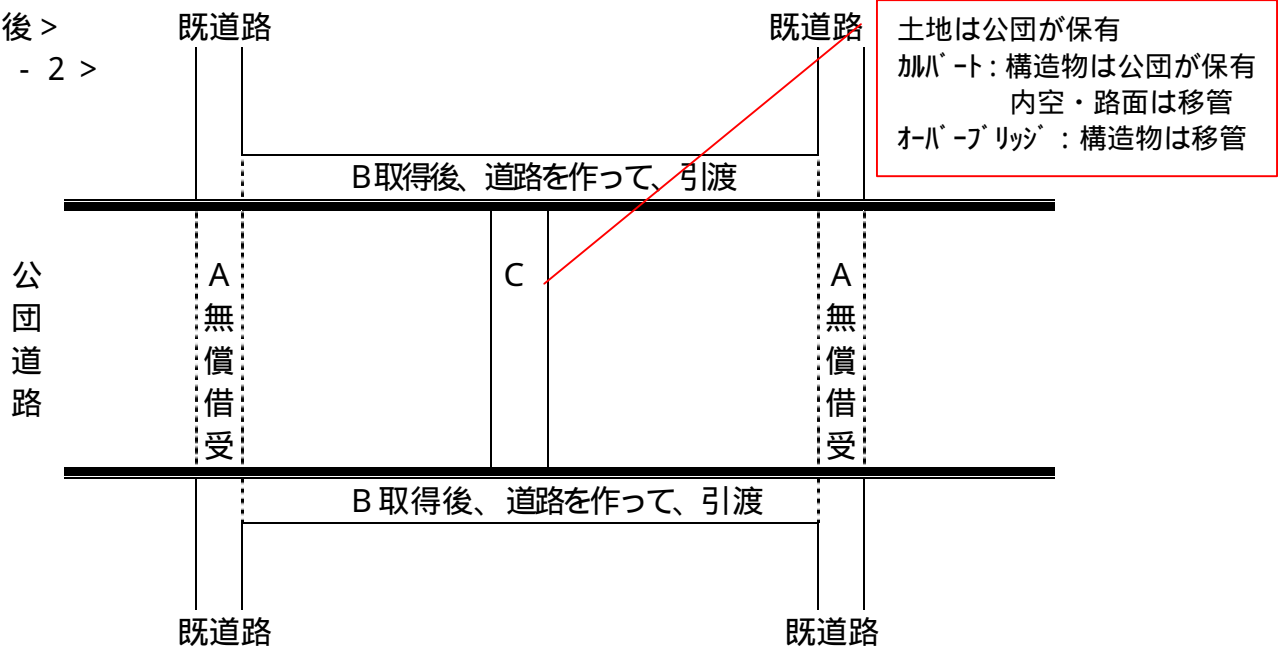
< 建設前 >
< 図 2 - 1 >



- A : 従前の管理者の旧道路敷地
- B : 公団が既道路に接続するために新設した道路（交換渡し地）
- C : 公団道路内に新設した道路（カルバート、オーバブリッジ）

- ・ Aは公団が国（法定受託者）から無償貸し付けを受ける（公団の資産とならない）
- ・ Bは公団が国（法定受託者）に寄付採納（または移管）する。
- ・ C（カルバート）は重複管理協定を締結し、構造物は公団が保有・管理し、内空及び路面は従前の管理者が管理する。土地は公団が保有し、従前の管理者は無償使用する。
- ・ C（オーバブリッジ）は（重複管理協定を締結し）、構造物は従前の管理者に施設移管する。土地は公団が保有し、従前の管理者は無償使用する。

< 建設後 >
< 図 2 - 2 >



1. H14年度民間企業並財務諸表における付替道水路に伴う会計処理

償却資産Bの扱い

	交換の場合	無償使用の場合
道路公団	償却資産Bは道路建設等に伴い発生した必要不可欠な付随費用なので、道路構築物の取得原価に算入	償却資産Bは道路建設等に伴い発生した必要不可欠な付随費用なので、道路構築物の取得原価に算入
首都公団	償却資産Bは道路建設等に伴い発生した必要不可欠な付随費用なので、道路構築物の取得原価に算入	(該当なし)
阪神公団	償却資産Bは道路建設等に伴い発生した必要不可欠な付随費用なので、道路構築物の取得原価に算入	償却資産Bは道路建設等に伴い発生した必要不可欠な付随費用なので、道路構築物の取得原価に算入
本四公団	償却資産Bは非算入	償却資産Bは非算入

償却資産Cの扱い

	交換の場合	無償使用の場合
道路公団	償却資産C(カルバート、オーバブリッジ)は、道路構築物の取得原価に算入	償却資産C(カルバート、オーバブリッジ)は、道路構築物の取得原価に算入
首都公団	(該当なし)	(該当なし)
阪神公団	償却資産C(カルバート、オーバブリッジ)は、道路構築物の取得原価に算入	償却資産C(カルバート、オーバブリッジ)は、道路構築物の取得原価に算入
本四公団	償却資産C(カルバート)は、道路構築物の取得原価に算入。償却資産C(オーバブリッジで移管済のもの)は、非算入。	償却資産C(カルバート)は、道路構築物の取得原価に算入。償却資産C(オーバブリッジで移管済のもの)は、非算入。

非償却資産のAとBの扱い

	交換の場合	無償使用の場合
道路公団	付替道路水路は交換手続きが完了しているものとして、非償却資産Aを土地の取得原価に算入し、それ以外は取得原価に参入しない	非償却資産Bは移管未了のものでも寄附が終わったものとして費用処理し、非償却資産Aは無償貸し付けを受ける土地であるため、取得原価に算入しない
首都公団	等価交換とみなして、非償却資産Bの取得原価を非償却資産Aの取得原価に算入する。 (ただし、街路管理者への移管が未了のものについては、現に所有権を有する土地として評価することになると思われる。しかし、事例はない。)	(該当なし)
阪神公団	等価交換とみなして、非償却資産Bの取得原価を非償却資産Aの取得原価に算入する。 (ただし、街路管理者への移管が未了のものについては、現に所有権を有する土地として評価している。)	非償却資産Bの取得原価は構築物建設のための付随費用と考えて道路構築物の取得原価に算入する。非償却資産Aは無償貸し付けを受ける土地であるため、取得原価に算入しない (ただし、街路管理者への移管が未了のものについては、現に所有権を有する土地として評価している。)
本四公団	等価交換とみなして、非償却資産Bの取得原価を非償却資産Aの取得原価に算入する。(道路管理者への移管が未了のものはない。)	非償却資産Bは費用処理し、非償却資産Aは無償貸し付けを受ける土地であるため、取得原価に算入しない(道路管理者への移管が未了のものはない。)

